

令和7年度

帯広市特定空家解体補助金

生活環境の向上を図るため、住宅性能が著しく低下している特定空家等を解体する場合に解体費用の一部を補助します。

1 補助の内容

補助額 対象工事費用(消費税相当額を除く)※の80% (千円未満切り捨て)

上限額 50万円

※対象工事費用の限度額 木造の場合、延べ床面積1㎡あたり 33,000円

非木造の場合、延べ床面積1㎡あたり 47,000円

2 募集件数、募集期間

募集件数 10件

募集期間 令和7年4月1日(火) ～ 予算枠に達するまで

※先着順に申請を受け付けます。

3 申請方法

お申し込みは、各申請書に必要書類(P3参照)を添付して工事着手前に建築開発課にご提出ください。
なお、事前調査から補助金交付決定までは2か月程度の期間を要します。

【事前調査申請】 対象となる空家等(年間を通して建築物等の使用実績がないこと)が、
補助金交付申請の要件を満たしているか確認します。

【交付申請】 事前調査の結果、特定空家等及び不良住宅に該当すると判断された住宅は、交付申請が可能となります。

受付窓口 市役所6階 建築開発課

受付時間 8:45～17:30 (土・日・祝日の受付は行いません。)

4 対象者

- (1) 市内に所在する空家等の所有者(法人を除く)。所有者が死亡している場合は相続人。
- (2) 市税等を滞納していない方(納税状況により対象となる場合があります。)
- (3) 所得^{※1}の世帯総額が550万円以下(確認できる最新のもの)
- (4) 暴力団員でない方。
- (5) 過去に帯広市特定空家解体補助金を受けていない方。

※1 所得とは、会社員などの場合は、給与収入から給与所得控除を差し引いた金額となります。

5 対象住宅

対象住宅は、次の条件を全て満たすことが必要です。

(1) 市内※に所在する特定空家等

※市街化区域内又は空き家が道路、敷地境界線から空き家の高さ以上離れていないこと

(2) 市による事前調査で、住宅地区改良法に基づく「不良住宅」と判定された住宅

(3) 所有権以外の権利が設定されていない住宅であること

(4) 補助を受ける目的で故意に破損させた住宅でないこと

(5) この制度以外の建築物の除却に関する補助を受けていない住宅であること

○特定空家等とは

帯広市が、以下のいずれかの状態にあると判断し、認定した空家等をいいます。

- そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態

○不良住宅とは

主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分で、その構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものをいいます。



例1 建物全体の傾斜による特定空家等の認定



例2 倒壊による特定空家等の認定

6 施行业者

次に示す条件を全て満たすものとします。

(1) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき北海道知事の解体工事者登録を受けた者又は「建設業法」による許可（建築一式工事業、土木一式工事業、解体工事業の内いずれか）を受け建設工事を請け負う業者

(2) 帯広市内に事務所又は営業所を有するものとします。

※当該工事の全てを他に委託することはできません。

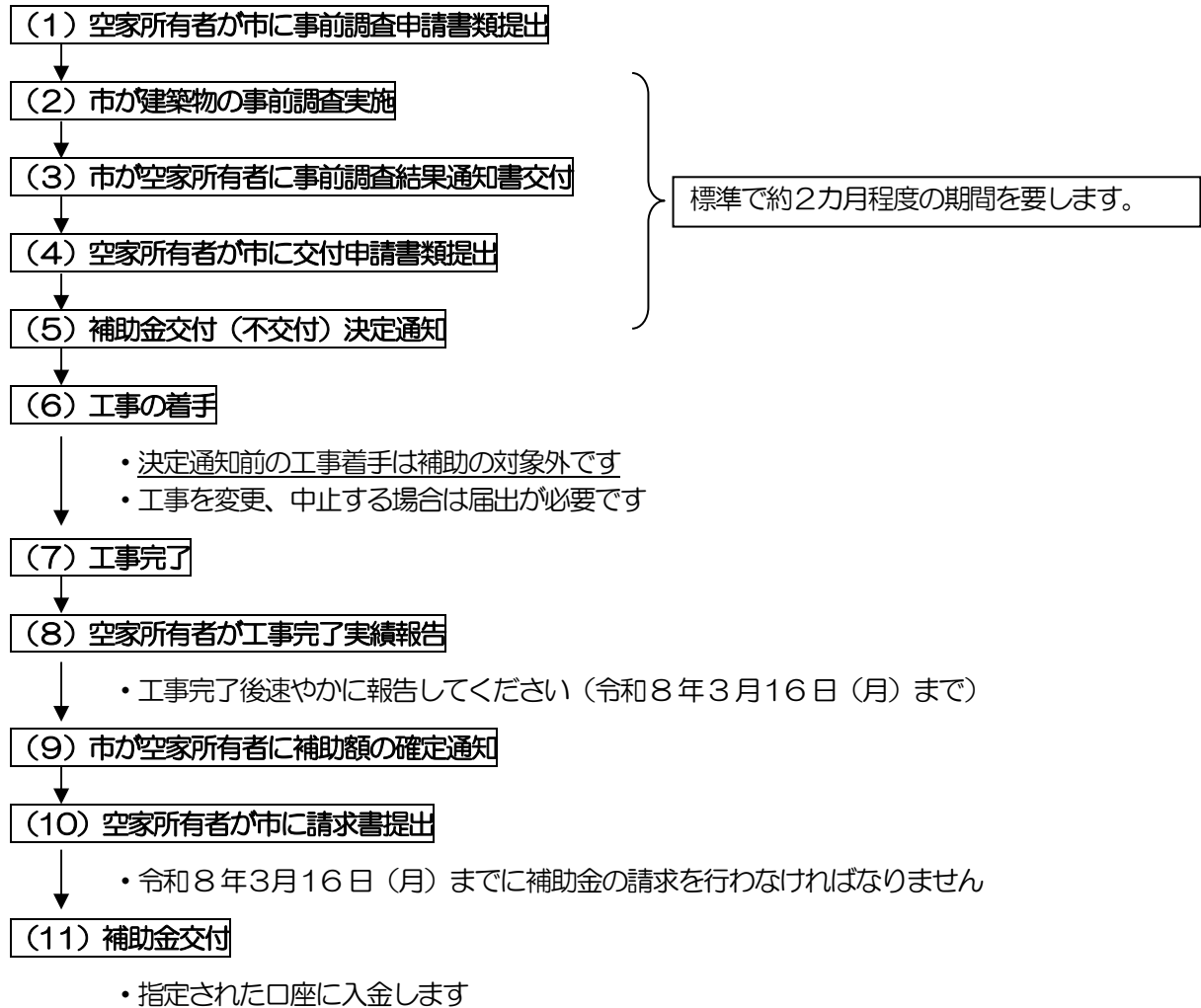
7 補助対象となる工事の条件

次に示す条件を全て満たす除却工事を対象とします。

(1) 敷地内の補助対象物件全てを除却する工事であること。

(2) 補助対象者が請負契約を締結する工事であること。

8 事前調査申請から補助金受取りまで



9 事前調査申請に必要な書類

- (1) 事前調査申請書
- (2) 建築物等の位置が確認できる書類（地図等）
- (3) 所有者等であることを証する書類
 - ・未登記の住宅の場合 固定資産所有証明書等（市役所2階税証明窓口で交付）
 - ・登記されている住宅の場合 登記事項証明書（法務局窓口又はオンラインで交付）※相続登記がお済みでない場合は、固定資産所有証明書を併せてご提出ください。

10 交付申請に必要な書類

- (1) 交付申請書
 - (2) 住民票※
 - (3) 市税等の滞納がないことを証する書類※
 - (4) 所得証明書（世帯全員分）※
 - (5) 工事見積書の写し
 - (6) 登記事項証明書（建物）
 - (7) 除却工事の内容・工事箇所が確認できる書類
 - (8) 所有者全員の補助対象工事に係る同意書（所有者等が複数人いる場合）
- ※(2)～(4)は、(1)申請書で個人情報の取得について同意した帯広市在住の方は添付不要。ただし、前々年の1月2日以後に転入した場合、(3)、(4)の提出が必要になる場合があるため、ご相談ください。

11 完了実績報告に必要な書類

補助事業が完了したときは、令和8年3月16日までに以下の書類を提出してください。

- (1) 帯広市特定空家解体補助金工事完了実績報告書（補助金交付決定通知書と併せて郵送）
- (2) 工事の請負契約書等の写し
- (3) 領収書又は請求書の写し
- (4) 除却工事後の写真
- (5) アンケート

12 解体工事を変更する場合

次の変更をしようとするときは、変更承認申請が必要となります。

- ・解体工事の工事内容の変更
- ・10%以上の工事金額の変更
- ・補助額の増額又は30%以上の補助額の減額
- ・施工業者の変更

変更承認申請は、以下の書類を提出してください。

- (1) 帯広市特定空家解体補助金交付変更承認申請書
- (2) 見積書（コピーの提出可）
- (3) 図面等（変更箇所が確認できる書類）

13 解体工事を中止する場合

帯広市特定空家解体補助事業交付中止届の提出が必要です。

※その他制度の詳細につきましては、帯広市特定空家解体補助金交付要綱をご確認いただくか、帯広市建築開発課（住まい宅地係 TEL0155-65-4179）までお問い合わせください。

14 帯広市旧耐震住宅除却補助金のお知らせ（特定空家等に非該当の空き家向け）

昭和56年5月31日以前に着工された著しく耐震性の低い木造住宅を解体する方に対して、上限10万円を補助しています（住宅図面が必要）。

詳しくは、帯広市旧耐震住宅除却補助金のパンフレット又は帯広市建築開発課（建築指導係 TEL0155-65-4181）までお問い合わせください。